

平成24年度

市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成23年度の要望回答集～

越 谷 市

## はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施いたしました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題やご意見ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に生かしていくものです。お寄せいただいたご意見ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれの担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への反映に努めております。

この冊子は、平成23年度にお寄せいただいた460通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から抜粋のうえ編集（教育委員会等の行政委員会を含む。）したものです。今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に生かすこの制度の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 目 次

### 1. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

1. 子育て支援拠点の設置について…………… 1
2. がん検診について…………… 1
3. 病児保育室について…………… 2
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する交通機関割引について…………… 2

### 2. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

5. 駅前の放置自転車について…………… 3
6. 信号機及び横断歩道の設置について…………… 4
7. バス路線の新設について…………… 4
8. ドッグランの設置について…………… 5
9. 車両進入防止用ポールを設置について…………… 5

### 3. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

10. 防災無線の放送について…………… 6
11. 自宅周辺の工場の騒音について…………… 6
12. 路上喫煙について…………… 7
13. 市内の放射線量の測定について…………… 7
14. ごみ収集について…………… 8
15. 歩きたばこの禁止について…………… 8
16. 学校給食食材の放射線量について…………… 9
17. 暴走車両に対する対策について…………… 9
18. 自転車運転のマナーについて…………… 10
19. パチンコ店の営業について…………… 10
20. ごみ減量化への取り組みについて…………… 11
21. 放射線測定器の貸し出しについて…………… 12

### 4. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

22. 商店の活性化について…………… 12
23. 大型店舗を設置することについて…………… 13

### 5. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

24. 学校給食とお弁当の選択について…………… 13

25. 通学区域と学校選択制について	14
26. 中村家住宅について	14
27. 子どもの居場所づくりについて	15
28. 小学校校庭の借用について	15
29. 運動会の開催時期について	16
30. テニスコートの貸し出しについて	16
31. 競技用プールの設置について	17

## 6. 全 般

32. 市庁舎の節電について	17
33. 緊急地震速報について	18
34. レイクタウン内に仮設住宅を建設することについて	18
35. 職員採用時の年齢制限について	19
36. 市民カードと住基カードについて	19
37. 市町村合併について	20
38. メルマガの制作について	20
39. 土日に市役所を開庁することについて	21
40. まんまるよやくについて	22
41. 自動交付機で納税証明書を交付することについて	22
42. 北越谷駅東口の信号機について	23
43. 東日本大震災のがれき受け入れについて	23

※ 掲載内容は、一部簡略化しています。また、回答内容等は回答時点のものです。ご了承願います。

# 1. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

## 1. 子育て支援拠点の設置について （結果：調査・検討）

□現在子育て中ですが、市内には気楽に行ける遊び場が少ないと感じます。児童館も駅から遠く、また、駐車場もいっぱいに入れないこともあります。越谷駅の再開発ビルに子どもが遊べる場所があれば、より子育てしやすくなると思います。

■本市では、子育て支援を図るため地域における子育て支援拠点である「子育てサロン」や「地域子育て支援センター」の充実に努めており、平成23年6月現在、6カ所の子育てサロンと10カ所の地域子育て支援センターを設置しております。16カ所の子育て支援拠点では、子育て講座や気軽に参加できる子育てひろばを開催しております。また、児童館コスモス・ヒマワリの2館では、子育てひろば以外にも様々なイベント等を開催しているほか、北越谷・南越谷保育ステーションでも、子育て講座等を開催しております。

ご要望の越谷駅東口第一種市街地再開発事業におけるビル内に子育て支援拠点を設置することにつきましては、現在、当該ビル内に設置する公共施設として、既に(仮称)パスポートセンター、(仮称)市民活動支援センター等を計画していることからご要望には沿いかねます。しかしながら、子育て支援拠点の設置についての必要性は認識しており、設置場所及び予算を確保したうえで、計画的に整備してまいりたいと考えております。

「子育てするなら越谷」と言われるよう、子育てしやすいまちを目指すとともに、子育て支援施策の充実に努めてまいります。(子育て支援課)

## 2. がん検診について （結果：実施困難）

□胃がん検診は2千円の自己負担で内視鏡カメラの検査を受けられますが、大腸がん検診は便潜血検査のみとなっている。大腸がんの早期発見のためにも、胃がん検診と同じく2千円の自己負担で内視鏡カメラの検査を受けられるようにしてほしいです。

■がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施することとされており、その実施については、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき行うこととされています。

この指針では、精密検査の実施体制を整えていることが不可欠であるとしたうえで、検診項目を問診及び便潜血検査(2日法)により行うものと定められています。検診結果については、問診結果を参考として便潜血検査により判断し、「便潜血陰性」または「要精密検査」に区分するものとされております。なお、「要精密検査」と判定された方は、必ず精密検査を受診するようすべての検診受診者に周知することとしております。

精密検査の実施に際しては、原則、全大腸内視鏡検査とし、当該検査を行うことが困難な場合は、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用による精密検査を実施することとしております。

本市では、この指針に基づき、大腸がん検診で「要精密検査」と判定された方には、検診実施医療機関において結果の説明を行い、精密検査依頼書と精密検査結果連絡票等をお渡しし、精密検査を受診するよう勧奨しております。精密検査未受診の方につきましては、再度の受診勧奨を行い、大腸がんの早期発見の推進を図っており、今後とも、多くの医療機関で国の指針に基づいたがん検診を行えるよう努めてまいります。(市民健康課)

### 3. 病児保育室について（結果：実施予定）

□子どもを保育園に預けて共働きしています。預けている保育園では、子どもが 37.5℃以上発熱すると迎えに行くことになっていますが、先日仕事の都合がつかず、なかなか迎えに行くことができませんでした。民間の保育サービスでも、当日に子どもを預けることができないところがあるので、病児保育をより充実させていただきたいです。

■本市では、病後児保育室について、より多様で良質な保育サービスを確保するため、病気の回復期にある児童(小学校3年生まで)を一時的にお預かりすることで、保護者の子育て及び就労の支援を図っております。

本市では、平成18年11月に1カ所目の病後児保育室を設置しましたが、その後、保護者及び児童を取り巻く社会環境が大きく変化し、病気の急性期にある児童をお預かりする病児保育室の設置のご要望が高まってまいりました。本市といたしましても、その必要性は十分認識しておりますが、病気の急性期にある児童をお預かりすることから、病気の变化に的確に対応できる体制を整えることが必要不可欠で、設置にあたりましては、緊急時の医療機関の受入体制、関係機関との調整など解決すべき課題があります。越谷市次世代育成支援行動計画(後期計画・平成22年度から平成26年度)では、病児保育室1カ所を整備する計画を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。(保育課)

### 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する交通機関割引について（結果：実施困難）

□精神障害の方にはバスやタクシーの料金が割引されることがありません。以前住んでいたところではこのようなことはありませんでしたので、割引をしていただきたいです。

■埼玉県では、障がいの種類別に3種類の障害者手帳があり、身体障がいの方が取得できる身体障害者手帳(表紙:赤色)、知的障がいの方が取得できるみどりの手帳(療育手帳/表紙:緑色)、及び精神障がいの方が取得できる精神障害者保健福祉手帳(ビニールカバーが水色)となっています。手帳の表紙やカバーの色分けについては法律上の規定はありませんが、障がいの種類により各都道府県等で独自に色分けを行っています。

これらの手帳については、その等級、世帯及び所得の状況等により差異はあるものの、共通して税金の控除・減免、公共料金等の割引等を受けることができます。また、上述のサービスのほか、地域や事業所によって独自のサービスを実施しているところがあります。

しかしながら、独自サービスを実施するためには、事業所などの協力が必要不可欠であり、ご要望の埼玉県内における精神障害者保健福祉手帳の所持者を割引対象とした交通機関については、所

沢市の市内循環型バスなどの一部のバス会社及び川越市にあるタクシー会社などの一部にとどまっております、大多数が割引対象となっていない状況です。

本市では、精神障害者保健福祉手帳を所持する方のうち、1級の方に対し福祉タクシー利用券の交付のほか、1級の方が外出するためにご家族の方が自動車を利用する場合、自動車燃料費助成券を交付しております。また、市内を運行する株式会社ジャパンタローズの路線バスでは、精神障害者保健福祉手帳を所持している方の運賃を割引の対象としていると伺っております。

今後こうした事業所が増えるよう、機会をとらえて協力の呼び掛けを行ってまいります。  
(障害福祉課)

## 2. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

### 5. 駅前の放置自転車について (結果：調査検討)

□駅前の放置自転車を整理したり撤去している光景を目にします。モラルの問題といえませんが、放置自転車で迷惑している人も多数いるので、駅前に大型の無料駐輪場を整備して、歩道を通りやすくしてほしいです。

■駅前に無料の市営駐輪場を設置することで放置自転車の解消を図ることについてですが、公共施設を設置するためには、まとまった土地の取得及び建設にかかる費用のほか、設置後の管理運営に多額の費用を要します。特に駅前周辺でまとまった土地を取得することは大変困難なこともあり、駐輪場の設置に関しては、民間事業者に設置を働きかけ、その確保を図ってまいりました。

また、公共施設の利用については、受益者負担という考え方にに基づき対応しております。これは、一部の人がしか利用しない施設に関し、建設から管理運営経費にいたるまで全てを税金で賄うとすると、利用する人としない人との間に不公平が生じることから、条例で適正な使用料を定め、利用者にご負担いただくというものです。

このような考えから、駅前に無料の市営駐輪場を設置する考えはございません。

現在、市全体での自転車収容台数は約42,000台あり、その利用率は、約70%となっております。このため、収容能力に関しましては、余裕があるものと判断しております。

放置自転車に関する取り組みですが、本市では、越谷市自転車等の駐車秩序に関する条例に基づき、市内各駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、駅前広場や歩道などに自転車を止めようとする人たちに指導を行うほか、放置自転車に警告ステッカーを貼付しております。また、警告ステッカー貼付後も放置されている自転車を保管所へ移送、保管するとともに、所有者が判明している時は撤去通知の送付を行い、返還に関する手続きも行ってまいります。

本市といたしましては、自転車利用者の一人ひとりがモラルとマナーを守っていただくよう注意喚起するとともに、自転車誘導整理員による監視強化、啓発活動を引き続き行ってまいります。また、設置が可能な歩道や駅前広場に駐輪施設などを整備し、自転車利用者の利便性の向上や自転車を放置できない環境を作ることも検討してまいります。(くらし安心課)

## 6. 信号機及び横断歩道の設置について （結果：関係機関）

□ 南越谷郵便局前・貨物ターミナルの交差点ですが、現場は6差路となっているにもかかわらず信号がありません。年に2・3件事故が起きているようです。道路の横断も大変危険な状況ですので、信号機と横断歩道の設置をお願いします。

■ご指摘の交差点については、市道が集まり複雑な形状となっているほか、JR貨物ターミナルや流通系の事業所が多く立地している流通団地地区への出入口として、日々、多くの大型貨物自動車が往来しています。

ご要望の信号機及び横断歩道の設置については、所轄の越谷警察署が窓口となっており、現地の歩行者の動向や自動車等の交通量、周辺の道路形態等、基礎となる状況調査を実施したうえで、県公安委員会が決定し設置するものです。特に、横断歩道に関しましては、原則、歩道橋と平行する横断歩道は設置（標示）しないとのことであり、当交差点におきましても既に歩道橋が設置されていることから設置していないと伺っております。

しかしながら、本市といたしましても、当交差点の安全対策について、重要な課題と認識しており、当歩道橋のあり方を視野に安全性の検討を図り、併せて信号機及び横断歩道の設置を越谷警察署に要望してまいります。

当面の安全対策といたしましては、不鮮明になっている路面標示の塗装等を行い、少しでも利用者が安全に通行できるよう努めてまいります。（道路総務課）

## 7. バス路線の新設について （結果：実施困難）

□ 自分が居住している付近のバス路線は、現在1時間に1本あるかどうかです。高齢化の進展に伴い、バスの需要は増えていくと考えられますので、バス路線を新設・増便するか、小型のバスを走らせるなどしていただきたいです

■バス路線の新設等に関するご要望は、市長への手紙などを通して数多く寄せられております。本市では、皆様からいただきましたご要望を直接バス事業者に伝えることで、情報の共有化を図るとともに、要望の実現に向けて、民間バス事業者に対し積極的な働きかけを行っております。また、路線バスの走行環境の改善や運行情報のPRなど、側面的支援にも取り組むことで、多くの方に身近な公共交通機関であるバスを利用していただくよう努めております。

このたびのご要望は、早速バス事業者に情報提供いたしました。

バス事業者の回答といたしましては、「公共交通機関としてバス路線維持のため、最善の努力を講じているものの、当該地域の路線の事業収入は減少傾向にあり、加えて厳しい経済状況が続いていることから、お客様には、便数の減少等、大変ご不便をおかけしていることは認識している。現状では、当該路線の夕方6時台のバスの運行に関し、利用状況等を踏まえたうえで改善できるよう努める。また、バス路線の新設については、今後の事業計画の作成等において費用対効果等を見極めたうえで、できる限りお客様のご要望を反映できるよう努める。」とのことでした。



本市といたしましては、今後、高齢社会への進展など社会情勢の変化にあたり、身近な公共交通機関としてのバスの役割がさらに増すことを念頭に、引き続き、バス事業者に利便性及び安全性の要望をしてまいります。(都市計画課)

## 8. ドッグランの設置について (結果：実施困難)

□草加市には公園内にドッグランができ、とてもうらやましく思います。越谷市でも、河川敷や公園にドッグランを造っていただけませんか。犬を飼っている人は多いので、利用する方はかなりいると思います。

■ドッグランの整備は、全国的規模で愛犬家の方を中心に要望が高まっており、本市でも同様のご要望をいただいております。現在、県内では約40カ所のドッグランが設置されておりますが、その多くは民営施設であり、公営施設であるのは、川越市、ふじみ野市など数カ所に限られております。

ドッグランは飼い犬を自由に遊ばせることができるほか、飼い犬と飼い主同士のコミュニティの形成、飼い主のマナーやモラルの向上が見込まれる施設ですが、その反面、飼い犬及び飼い主同士のトラブルや、におい、騒音(鳴き声)など、近隣住民との間で問題が発生していると伺っております。施設整備にあたっては、一定規模以上の面積を有する既存の公園または新たな公園を整備し、かつ近隣住民との合意形成が必要不可欠であり、飼い主に対するマナーの周知徹底など、解決すべき課題は多々あるものと認識しております。

本市の公園整備に関しましては、土地区画整理事業などに併せて計画的に整備を行っておりますが、こうした事業以外では、一定規模の公園(都市公園)の整備は用地確保等の問題から大変厳しい状況です。一方、近所に公園がなく、子ども達が安心して遊べる公園が欲しいとのご要望は、数多く寄せられております。こうしたことから、今後とも本市では、お子様から高齢者、障がい者の方など多くの皆様にご利用いただける都市公園の新設及び既存公園の改修を優先してまいります。

(公園緑地課)

## 9. 車両進入防止用ポールの設置について (結果：調査・検討)

□越谷市内には広くてゆったりした歩道があり、快適に通行できますが、その中を車両が通行したり駐車して道を塞いだりしている光景も目にします。歩行者が、歩道内の車両にぶつかりそうになったことも見かけたこともあります。できるかぎり歩道に車止めのポールを設置して、車両の進入を防止していただきたいです。

■本市では、歩道を整備するにあたり、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に利用することができるよう努めております。店舗等の駐車場の出入口において車両が歩道を横断する場合には、歩行者の安全を確保するため、出入口の設置場所及び開口部の幅等を定めるとともに、歩道の幅員が広い場合には車両侵入防止用ポールを設置するなどの対策に努めております。

歩道上を車両が通行などしないようにするためには、出来る限り車両侵入防止用ポールを設置することが有効な手段であるものと考えられます。しかしながら、一方で歩道上に障害物(車両侵入防止

用ポール)が増えることから、本来の目的である歩行者の安全性を損なってしまう恐れもあり、その設置にあたり十分現地を確認したのち適宜設置するようにしております。

危険と思われる歩道がございましたら、大変お手数をおかけすることとなりますが、道路建設課までその詳細場所のご一報をいただければ、現地調査のうえ設置の可否を検討いたします。

(道路建設課)

### 3. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

#### 10. 防災無線の放送について (結果：調査・検討)

震災後、防災放送が頻繁にあります。音の反響に配慮してゆっくりしたテンポで発声しています。放送内容が長い場合は、最後まで聞かないと結論が分かりません。放送の冒頭に、「迷い人です」など、内容がすぐに分かる工夫をしていただきたいです。

■防災行政無線(固定系)は、災害時における市民の皆様への情報提供手段として、昭和59年度より設置し、現在市内187基の受信局(スピーカー)を通じて放送しております。放送内容は、災害情報のほか、振り込め詐欺被害防止の周知、生命の危険がある迷い人の発見協力などがあります。また、このたびの東日本大震災に関しまして、計画停電の放送を行うなど、これまで以上に防災行政無線に対する市民の皆様への関心は高まっているものと考えております。

ご指摘の放送につきましては、無線局運用規則に基づき、始めと終わりに「防災越谷」と放送するなど一定のルールがあります。そうしたルールの中、本市では、市民の皆様が聞きとりやすいよう放送を簡潔にし、発声の仕方を工夫するなど日々改善に努めております。ご要望であります主文をまず簡潔に放送することに関しましては、分かりやすい放送をするための方法のひとつとして、防災行政無線に関する他のご意見と併せて参考にさせていただきます。(広報広聴課)

#### 11. 自宅周辺の工場の騒音について (結果：その他)

自宅の周辺にある工場の騒音に悩まされています。土日も朝9時から作業をしており、非常に困っています。

■本市では、工場等の騒音等に関し生活環境の保全から法令に基づき指導を行っております。また、法令の規制対象外である個人的なものに対しても、指導することは難しいものの周辺に配慮するよう要請することで対応を図っております。しかしながら、指導、要請を行うにあたりましては、騒音発生状況を客観的に判断するために、実際に騒音が発生している状況を確認することが必要不可欠となります。このため、担当課である環境政策課において、ご指摘いただいた地域の巡回を定期的に行い、騒音の発生状況を確認してまいります。

大変お手数をおかけすることとなりますが、騒音があった場合には環境政策課にご連絡くださるようお願い申し上げます。(環境政策課)

## 12. 路上喫煙について （結果：調査・検討）

□レイクタウン駅まで徒歩で通勤していますが、たばこの吸殻が非常に多く感じます。新しくきれいなまちであるのに、非常に残念です。路上喫煙を禁止していただければと思います。

■本市では、平成20年4月1日から越谷市路上喫煙の防止に関する条例を施行しております。同条例は、国の健康増進法の趣旨を踏まえつつ、喫煙マナーと環境美化に対する意識の向上が図れるよう、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定しております。また、同条例に基づき、通勤や通学等で往来が激しく火傷や衣服の焼け焦げなどの生じるおそれがあるJR南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、指定喫煙場所以外での路上喫煙を禁止しております。

越谷レイクタウン駅周辺に関しましては、吸い殻のポイ捨てを防ぐために駅北側ロータリーにスタンド式灰皿を設置しております。また、UR都市機構、イオンレイクタウン及び各種団体では、駅周辺だけでなく越谷レイクタウン地区内の定期的な清掃活動を行っており、本市もその活動を支援し環境美化に努めているところです。

ご要望いただきました、越谷レイクタウン駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定することは、今後の検討課題とさせていただきます。本市といたしましては、引き続き清掃活動等を支援するとともに、環境美化意識向上の啓発に努めてまいります。（環境資源課）

## 13. 市内の放射線量の測定について （結果：調査・検討）

□福島第一原発の事故以来、放射能に対して不安な日々を送っています。越谷市では、簡易測定器を使って放射線量を測定しているようですが、測定値は公表できないとのことで、より精度の高い測定器の購入を検討中と伺いました。測定器を購入して、早急に市内の放射線量を公表してほしいです。

■福島第一原子力発電所の事故に関する放射線量の影響につきましては、埼玉県で実施している各種調査で、空間放射線量の測定結果が事故前の平常値内ではほぼ推移しており、降下物(ちり、雨水等)の検査結果も現在の測定データでは日常生活に支障がでることはないと発表されております。また、越谷産の農産物(ほうれん草)を含め、埼玉県産農畜産物の放射性物質の影響調査でも暫定規制値を下回る、若しくは検出されていないと発表されております。さらに、県内の農地から採取された土壌につきましても調査が実施され、土壌中の放射性物質濃度は、上限値を大幅に下回っております。

こうした測定は、非常に精度の高い機器により行われており、その測定結果をもとに、放射線に関する専門家が、県内全域について日常生活に関わる影響を分析しております。

埼玉県から詳細な調査結果が発表されておりますが、本市では、地表を含めた空間放射線量に関しましては、精密機械を購入し、測定及び公表ができるよう事務を進めているところでございます。

本市といたしましては、福島第一原子力発電所の動向及び埼玉県の調査結果等を注視するとともに

に、国・県と連携を図りながら、必要な措置については適宜判断し、皆様の安全確保に努めてまいります。(環境政策課)

#### 14. ごみ収集について (結果：実施困難)

□ごみ収集日には、近所の世帯で順番に当番を割り当てごみ集積所にかごを準備しています。ゴールデンウィークやお盆の週に当番が回ってくると、連休として活用することができません。このような時期には、ごみ収集をしないでいただけないでしょうか。

■ごみ収集に関するお尋ねでございますが、平成23年4月1日現在、市内には6,360カ所のごみ集積所があります。各ご家庭におかれましては、本市より配布している「ごみ収集カレンダー」に定められた収集日にしたが、ごみを排出いただいておりますが、その量は一日当たり205トン以上、年間では約75,000トンに上ります。

ごみ収集の休業期間は、現在、お正月を含む年末年始の約1週間としております。各ご家庭より、特に生ごみを長期間自宅に置いておきたくないというご要望が寄せられていたことから、生ごみの収集は各地区とも週2回あるうち、1回は収集するような日程で休業期間を定めております。しかしながら、年末年始明けは大量のごみが排出され、収集時間帯が通常より大幅に遅れるなどの支障が生じ、当番の方をはじめ地域の皆様にご負担、ご迷惑をおかけしております。

こうしたことから、市民生活への影響が最小限となるよう、ごみ収集の休業期間は年末年始のみとし、ゴールデンウィークやお盆の期間は通常どおり収集を実施することとしております。

長期休暇期間にたまたまごみ当番となってしまう、予定が立てづらくなってしまう場合は、当該ごみ集積所の利用者の皆様同士でご相談のうえ、解決していただきたいと存じます。前述のとおり、市民生活への影響が最小限となるよう配慮していることから、ゴールデンウィークなどの長期休暇期間にごみ収集を休業するご要望には沿いかねます。(環境資源課)

#### 15. 歩きタバコの禁止について (結果：調査・検討)

□商店街や駅前など人通りの多いところで、周囲を気にすることなくタバコを吸っている人を見かけます。喫煙者のモラルやマナーの問題だとは思いますが、歩きタバコの火は子供の顔の高さで非常に危ないです。市の条例で、歩きタバコを禁止してほしいです。

■本市では、平成20年4月1日から越谷市路上喫煙の防止に関する条例を施行しております。同条例の制定にあたっては、市民の皆様をはじめ市内を通過する方々に「義務を課す」「権利を制限する」という面があることから、あらかじめ計画案等を公表したうえで皆様から意見を募る意見公募手続(パブリックコメント)を2度実施し、いただいたご意見を可能な限り条例に反映いたしました。

ご提案の歩きタバコ禁止に関してですが、現在、同条例では、道路、公園などの路上での喫煙を「してはならない」という不作為義務ではなく、「しないよう努めるものとする」とした努力義務となっております。これは、国で定める健康増進法においても、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

い。」という、努力義務にとどまっていること、また前述の意見公募手続においても全面的に禁煙を求めご意見が少数であったことを鑑みております。

しかしながら、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域に関しましては、路上喫煙禁止区域に指定することを可能としております。現在、通勤や通学等で往来が激しく喫煙することで歩行者に危険を及ぼすと思われる駅周辺のうち、利用者及び喫煙者が最も多く確認されているJR南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅周辺(ロータリー部分)を路上喫煙禁止区域に指定しております。また、指導員を配置し禁煙指導を行っております。路上喫煙禁止区域の拡大につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。(環境資源課)

## 16. 学校給食食材の放射線量について (結果：実施)

□越谷市の学校給食は、地産地消を心がけていると聞いていますが、埼玉県内の農作物は、放射線量が高くなっています。安全を確保するため、食材には配慮していただきたいです。

■福島第一原子力発電所の事故以降、多くの保護者の皆様から、食材等への放射性物質の影響についてのお問い合わせをいただいております。このようなことから、学校給食の食材等は、基本的には食品衛生法が定めた暫定規制値により対応しているところですが、現在、野菜については福島、栃木、群馬、茨城、千葉の5県を除く産地のもの、魚は震災前に水揚げし冷凍したものや遠洋ものを使用しております。

なお、地場産農産物につきましては、埼玉県では、事故発生後の3月20日から県内産農産物の放射性物質の測定を定期的実施しております。この中で、越谷産のほうれん草については4月12日から測定を開始しており、当初、暫定規制値を大幅に下回るものの放射性物質の検出を確認していましたが、その後は、ほとんど検出されていないと公表しております。

また、牛乳の原乳の産地につきましては、本市を含む埼玉県東部地区の多くの小中学校に提供している乳業メーカーに確認したところ、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、岩手県、宮城県及び福島県の出荷制限されていない地域の一部からと伺っております。さらに、原乳の放射性物質につきましては、定期的に検査されており、規制値を超えた場合は国の指示で出荷制限となるため、流通されている牛乳は安全と考えているとのことです。

今後とも正確な情報の把握に努め、より安全な食材を学校給食に提供してまいります。(給食課)

## 17. 暴走車両に対する対策について (結果：調査・検討 関係機関)

□深夜、レイクタウン周辺で暴走行為がくり返し行われており、周辺の住民は非常に迷惑しています。見回りや道路の改修など、何かしらの対策をしていただきたいです。

■暴走車両に対する警察の深夜巡回に関しましては、早速、越谷警察署に情報提供するとともに、取り締まり及びパトロールの強化を要請いたしました。越谷警察署では、不定期のパトロールに関しまして、他の業務との兼ね合いから、ご要望にお応えすることは困難とのことですが、住民からの通報があった場合には、必ずパトロールを実施するとのこととあります。

次に、暴走車両に対する対策についてですが、滑り止め舗装について、本来、路面を粗面にして車両を滑りにくくすることで走行の安全性を確保するために使用されておりますが、本件のように暴走車両対策にも使用されることがあります。キャッツアイについては、暴走車両対策に対し有効ではあるものの、当該設備の上を車両が乗り上げる事により、かえって振動や騒音が増大してしまうこと、さらに自動二輪に関してはハンドルをとられるなどの危険があり、住宅街での設置にあたっては慎重に検討する必要があります。

本市では昨年8月に、市道80576号線とその西側にある都市計画道路川柳大成町線との交差点、約234㎡に滑り止め舗装を設置しております。設置にあたりましては、警察署等関係機関と協議を行っておりますが、その結果、交差点内にはなるべく障害物(キャッツアイ)を設置しない方向で暴走車両対策を進めることとなりました。

本市といたしましては、警察署等関係機関と情報交換を行いながら暴走車両対策を進めてまいります。(くらし安心課、道路建設課)

#### 18. 自転車運転のマナーについて (結果：関係機関)

自転車に乗る際のマナーが悪くなっていると感じます。携帯電話を使いながらの走行、無灯火、傘を差しながらの走行など、厳しく取り締まっていただきたいです。

■ 自転車の無灯火運転等に対する取り締まりについてですが、ご心配されているとおり本市内でも自転車を起因とする交通事故が多く発生しており、自転車の交通事故対策は大きな課題となっております。このため、本市では、交通安全運動の重点課題を「自転車利用者のマナー向上」と位置付け、越谷警察署や交通安全関係団体と協力しながら様々な啓発活動を実施しております。また、越谷警察署におきましても、自転車の交通違反運転者に対し、警告カードを発行することで注意喚起を図っております。

本市では、市民一人ひとりが交通安全意識をさらに高めるよう越谷警察署をはじめとした関係団体と連携しながら啓発活動等を積極的に実施し、「安全・安心のまちづくり」を推進してまいります。(くらし安心課)

#### 19. パチンコ店の営業について (結果：関係機関)

各地にパチンコ店がありますが、海外では営業を禁止されたとの報道もあります。営業を禁止するなどの規制はできないものでしょうか。

■ パチンコへの規制の強化のお願いについてですが、パチンコ店の営業行為の許可等に関しましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会となっております。また、同法では、営業者の行為について、善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限は、都道府県の条例で定めるとしており、埼玉県におきましても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例が定められております。

パチンコ店の営業行為を禁止することに関しましては、上述のとおり本市においてその権限を有していないことからお応えすることはできませんが、このたびのご意見は埼玉県に情報提供いたします。

なお、奈良市、宝塚市などの自治体では、パチンコ店等の建築について必要な規制を設けた条例を定め、良好な生活環境の確保を図っております。本市では、パチンコ店の建築に関しこうした条例を定めておりませんが、建築の許可にあたりましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律をはじめ、関係法令を順守するよう指導の徹底を図っております(広報広聴課)。

## 20. ごみ減量化への取り組みについて (結果：実施)

□ごみの減量化のため、小さな紙切れでもストックして、古紙回収日に出しています。しかし、市内に勤めている子どもの話を聞くと、オフィスではまだまだリサイクルが徹底していないとのことです。正直なところ、家庭では微々たる量だと思しますので、市役所や学校などで、率先してリサイクルを徹底していただきたいです。

■本市のごみ排出量は、平成15年度の1人1日あたりの排出量1,027gをピークに、平成22年度は同844gと減少傾向になっております。このことはひとえに皆様のご理解とご協力によるものでございます。

リサイクルに関する本市の取り組みについてですが、本市では、職務等から発生する温室効果ガス削減のため、「地球環境にやさしい越谷市率先実行計画」を策定し、平成13年度より、省エネ、省資源、資源リサイクルなどに取り組んでまいりました。具体的な取り組みといたしましては、事務室内に分別ボックスを設置し、古紙類、びん、カン、ペットボトル等の分別回収の徹底に努めるとともに庁舎内のごみ箱設置数を約210個(約4割)減らしております。また、シュレッダー処理した古紙の回収(平成14年度)、可燃ごみと雑紙の分別をさらに徹底するための雑紙専用ごみ箱の設置(平成16年度)などに取り組んでまいりました。

現在は、上述の計画の第2次の期間(平成18年度から平成24年度)であります。同計画では「廃棄物排出量については、基準年比(平成17年度、以下同)5%以上削減」「古紙回収量については、基準年比5%以上増加」という目標を掲げております。平成22年度の実績値では、廃棄物排出量で5%の削減、古紙回収量で22.4%の増加となっており目標を達成しておりますが、引き続きこうした取り組みを徹底してまいります。

なお、ごみの減量等に関する子どもたちの意識付けに関しましては、各小学校において、ごみの減量、節電、節水、資源を無駄に使わないなど、環境教育の一環として、総合学習や社会科等の学習時間に行っております。また、リサイクルに関する啓発をひとつの目的としているリサイクルプラザにおいても、土曜・日曜日、夏休み等に各種教室を開催し、リサイクルの啓発に努めるほか、小学4年生を対象とした社会科見学の受け入れも行っております。(環境資源課)

## 21. 放射線測定器の貸し出しについて（結果：調査検討）

□放射線測定器の貸し出しが始まりますが、返却の際、市民の方が測定したデータを集める予定はあるのでしょうか。同一の測定器で市内の各所を測定できるので、情報を共有して市民に知らせるなどしていただければと思います。

■本市では、市民の皆様が身近な生活環境等の放射線量を把握することができるよう、3月1日より放射線測定器の貸し出しを開始しております。貸し出しにあたりましては、使用方法及び注意事項の説明を行うとともに、高い放射線量が測定された場合の対処方法（パンフレット）及び測定結果の記録表を配布しております。返却にあたりましては、測定結果の記録表を任意で提出いただいておりますが、比較的高い放射線量の報告を受けた際、その報告場所が公共施設（施設、公園など）であった場合は、本市において再測定のうち、越谷市放射線対策基本方針に基づき適切に対処ののち、速やかにホームページ上で公表していくこととしております。報告場所が住宅などの私有地であった場合、再度、職員より上述の対処方法の説明をさせていただきますが、除染等に関しては、原則、個人（所有者）で行っていただくこととしております。

測定結果の公表に関し、私有地のものにつきましては、個々の測定環境の状況が異なる関係から測定結果の精度等の誤差及び個人情報保護の観点などから、公表は予定しておりませんが、市民の皆様からご提供いただく測定結果につきましては、本市において今後の参考資料とさせていただきます。（環境政策課）

## 4. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

### 22. 商店の活性化について（結果：その他）

□新越谷駅周辺の小売店に活気が少ないように感じられます。店舗の経営はそれぞれなのですが、小売店に活気があることは、市に活気を与えると思いますので、活気あるまちづくりを期待します。

■本市では、都市づくりを進めていく基本的な考え方を示す「越谷市都市計画マスタープラン」を改定いたしました。

今回の主な改定は、集約型都市構造（コンパクトシティ）の考え方に基づく法改正（都市計画法、中心市街地活性化法）や、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行などの全国的な社会経済情勢の変化を踏まえ、駅を中心に公共施設や商業施設が集積することで、徒歩や公共交通を利用して暮らせるまちをめざす点にあります。また、「第4次越谷市総合振興計画」「産業振興ビジョン」の中で、商業の活性化に関しましても、本格的な少子高齢化社会の到来などの社会情勢の変化を的確に踏まえ、事業者の皆様と協働することで、にぎわいと活力の創出をめざすこととしております。

これらの計画に基づき、南越谷周辺が集約型都市構造（コンパクトシティ）の拠点として、誰もが安心して買い物ができる環境づくりに努め、活気あるまちとなるよう取り組んでまいります。



なお、これらの計画の策定にあたりましては、市民の皆様には計画策定段階から参加いただくため、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民ニーズを反映するように努めました。（産業支援課）

### 23. 大型店舗を設置することについて （結果：実施困難）

□大袋駅周辺は、大型店舗がなく買い物には不便ですので、大型店舗を誘致していただければと思います。

■大袋駅周辺に大型店舗を誘致することについてですが、こうした店舗の進出は、市内外居住の顧客層の誘導や雇用の創出などの効果を生み出す一方、既存商店街の顧客離れなどの影響が考えられます。現在、市内各駅周辺の既存商店街では、売り上げ不振や後継者不足などに伴う空き店舗が増えている状況であり、本市においてもその対策が求められています。

このため、平成23年度より開始した第4次越谷市総合振興計画では、商店街の活性化、魅力ある商店街の再生を図るため、高齢者をはじめとする地域の住民に利便性があり、親しみやすいコミュニティの場となるよう支援することとしています。大袋駅周辺に関しましては、身近な用事は徒歩圏で済ませられる、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに向け、にぎわいの創出や誰もが安心して買い物ができる環境づくりに取り組んでまいります。（産業支援課）

## 5. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

### 24. 学校給食とお弁当の選択について （結果：実施）

□福島第一原発の事故以来、学校給食の食材に放射性物質の影響があるのではと心配しています。食材には十分注意し、子どもの安全に配慮することですが、不安はあります。給食を食べるのか、お弁当を持参するのか、各世帯で選択できるようにしていただけたらと思います。

■平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、給食センターの設備等の一部破損し、その後の計画停電及び物資流通停滞等の影響で、3月14日から23日までの間、学校給食の提供ができなくなり、大変ご迷惑をおかけいたしました。

新学期の学校給食は、4月13日から開始することができましたが、福島第一原子力発電所の事故による食材等への放射線の影響により、現在、多くの保護者から様々なお問い合わせをいただいております。

本市の学校給食は、国が定める食品衛生法の基準値により対応しておりますが、野菜に関しては現在、福島、栃木、群馬、茨城、千葉の5県の産地を除いたものを使用しております。なお、魚に関しては、震災前の水揚げのものを、学校給食で使用している牛乳の原乳は、埼玉県と北海道のものを中心に使用しております。

ご要望の給食又はお弁当の選択につきましては、保護者からの事前の申し出により選択していただくことができます。お手数をおかけいたしますが、給食課まで申し出てくださいたいと存じます。お

弁当を持参したお子様が、不愉快な思いやいじめなどに遭わないよう、事前に学校側と十分協議いたします。(給食課)

## 25. 通学区域と学校選択制について (結果：実施困難)

□現在住んでいる場所は、小学校の学区は近所と同じですが、中学校の学区は異なります。中学校に進学すると、小学校時代の友だちとは違う学校に通学することとなり、友だちが極端に少なくなることを心配しています。現在住んでいるあたりの学区を変更していただくか、学校選択をする際には事情を考慮していただきたいです。

■通学区域編成の基本的な考え方として、保護者及び地域の皆様のご理解とご協力をいただき、地区境、道路、河川、子どもたちの通学の安全性、自治会等のコミュニティの関わり及び地域の成り立ちなどに配慮しております。また、児童生徒数の現状及び将来の推計を基に、既存校及び新設校並びに隣接校との児童生徒数、適正な学級数、施設水準など教育環境の整備を勘案しながら、現在の市内45小中学校の通学区域を形成してきました。

現在、就学している小学校の児童全てが同一中学校に進学できない地域があることも認識しております。しかしながら、前述のとおり、地域の歴史、事情及び各学校の児童生徒数、施設水準等を勘案いたしますと、関係機関のご理解及び十分な調整を必要とすることなどから、直ちにご要望の通学区域を変更することは困難であると考えております。

次に、学校選択制についてですが、生徒一人ひとりがより充実した中学校生活を送り、各校が取り組んでいる特色ある学校づくりを一層推進し学校教育の充実を図ることを趣旨として、平成18年度から実施しております。制度導入後4年が経過いたしました。昨年度、本制度を利用し就学した中学3年生の生徒にアンケート調査を実施いたしました。「有意義な学校生活に繋がった」「どちらかといえば繋がった」と86.6%の生徒が、何らかの形で「有意義であった」と答えています。その理由としては、「小学校からの友人がいた」「自分にあった学校選びができた」「基本学区から出ることによって友達関係が広がった」「小学校の友達と違う友達ができただけ」などがあげられています。本制度は、その趣旨である生徒一人ひとりが充実した中学校生活を送ってもらう一助になっているものと考えております。

したがって、多くの生徒に機会均等を図る必要性から、隣接する学区に限り優先的な入学を認める学校選択制のご要望には沿いかねます。(学務課)

## 26. 中村家住宅について (結果：実施)

□現在のレイクタウンには、以前見田方遺跡公園があり、越谷市指定文化財「中村家住宅」がありました。予算上移築ができずに撤去したとのことで、跡地に案内板も出せないとのことでしたが、せめて案内板ぐらいは立てていただきたいです。

■越谷市指定文化財「中村家住宅」につきましては、見田方遺跡公園内にありましたが、越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の進捗に伴い平成15年3月に解体いたしました。また、同公園につきましても、越谷レイクタウンのまち開きとともに、新たに整備しております。

解体した中村家住宅につきましては、その梁や柱等の部材を大切に管理・保管しており、大相模調節池の西側、現在、公園整備を進めている場所の隣接地に復元整備を計画しております。本件に関して、多くの皆様から様々なご意見・ご要望をいただいております。早期に復元、公開できるよう準備を進めているところでございます。なお、今年度は、復元予定地の地質調査の実施とともに、看板を設置することで事前周知を予定しております。

今後とも中村家住宅の早期復元を目指すとともに、復元後は、幅広く郷土の歴史学習が行えるよう努めてまいります。(生涯学習課)

## 27. 子どもの居場所づくりについて (結果：その他)

□現在、子どもはゲームなど大人が用意した娯楽で遊んでいます。子どもならではの発想や、豊かな感情などを通じて自由に遊んでもらうことが大事だと思います。自然の中で自由に遊んでもらい、子どもたち同士でコミュニケーションをとりながら、様々な経験を積んで成長して行く場があればよいと思います。

■現代の子どもたちは、情報機器の発達や核家族化の進展により、実体験を通じて様々なことを学ぶ機会が減少しております。このため、体験活動等を通じて学ぶことは、豊かな人間性を育むために大変重要であり、子どもたちに対してそうした機会を提供することが求められていることは、本市でも認識しております。

本市では、異年齢の子どもや地域の方々との交流を通して心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図ることを目的とした、「越谷市放課後子ども教室推進事業」を実施しております。当該事業では、学校等の公共施設においてコーディネーターを中心に地域のボランティアの方々の協力により、放課後や週末における子どもたち(市内小学生を対象)の安全で安心な居場所を提供しております。当該事業におけるボランティアに関しましては、随時募集をしておりますので、応募のうえご活動いただきたいと存じます。(青少年課)

## 28. 小学校校庭の借用について (結果：実施困難)

□小学校校庭のバスケットコートを利用しようとしたところ、同じくグラウンドを利用していた少年野球の関係者に、「少年野球でグラウンドを借りているので、校庭はりようしないください」といわれました。グラウンドを貸し出すといっても、全面を貸し出すというのではなく、区分を設けて貸し出すなどしていただきたいです。

■近年、子どもの体力・運動能力の低下傾向が続くとともに、肥満などの生活習慣病の増加が問題となっています。子どもにとっての体力は、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るうえで重要なことと認識しております。また、家庭におけるスポーツ・レクリエーション活動は、子どもの体力の向上はもとより、子どもに運動や健康の価値を認識させるとともに、家族との触れ合いや運動・スポーツに親しむ習慣を身につけさせるなど、家庭での取り組みも大切なことと考えております。

こうしたことから、昭和50年より地域住民のスポーツ・レクリエーションの普及、振興を図る目的で、市内の小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で小学校においては土曜日の午後と休日、中学校においては休日にあらかじめ登録(地区住民10名以上)した団体に開放できるよう規定を設け、各地区の「スポーツ・レクリエーション推進委員会」に管理運営をお願いしております。

現在、少年野球やサッカーをはじめ、各種スポーツ団体等が、あらかじめ許可(各地区センター・公民館で受付)を受けてからご利用いただいておりますが、個人及び未登録の団体への許可につきましては、学校教育施設であることから管理運営上、現時点では行っておりません。また、開放にあたってのグラウンドの区分につきましても、球技で利用する団体が多いことから安全面に配慮し、原則、区分を定めての貸し出しは行っておりません。(スポーツ振興課)

## 29. 運動会の開催時期について (結果：その他)

子どもが通っている小学校は、例年、春に運動会を開催していますが、この時期は、乾燥した風が吹き、ほこりなどを舞い上げることが多くなります。原発事故後、放射性物質に対しての不安があります。春に運動会を開催することで無用な被爆をすることがないように、運動会の開催時期を秋にさせていただきたいと思っております。

■本市では、東京電力福島第一原子力発電所の事故にともなう放射線の影響に関し、「越谷市空間放射線量測定方針」を定めております。

当該方針では、測定値が地表面から1mの位置で毎時0.23マイクロシーベルト以上、地表面から5cmの位置で毎時1マイクロシーベルト以上のいずれかの数値を計測した場合は、再測定のうえ線量の低減策を講じることとしております。これに基づき、市内小中学校の校庭、校舎内、局所的に線量が高いと予想される排水溝や雨樋下、砂場などのほか、小さなお子様を利用する施設(保育所〔園〕、私立幼稚園など)における同様の場所を、放射線量測定機器により測定を実施しました。

各施設における詳細な測定結果につきましては、市ホームページで公表しておりますが、除染の目安以上の数値が測定された場所に関しては随時除染作業を行い、いずれの場所も当該方針で定める数値以下となっております。ご要望の運動会の開催日程に関しましては、各学校長が1年間の授業・行事予定などの状況を鑑みて判断しております。

しかしながら、不安を抱えている保護者の方もいらっしゃることから、校長会等に情報提供し、こうした皆様のお問い合わせに対しまして誠意をもって説明責任を果たすよう指示しております。

今後とも東京電力福島第一原子力発電所の動向など、正確な情報の確保及び提供に努めるとともに、本市の測定結果を踏まえ、国・県と連携を図りながら、必要な措置については適宜判断し、皆様の安全確保に努めてまいります。(学務課)

## 30. テニスコートの貸し出しについて (結果：調査・検討)

特定のテニスクラブが、無抽選で独占的にコートを利用しているとうかがいしました。公平性の面から改善していただきたいです。

■本市の庭球場は、総合公園に12面、しらこぼと運動公園に8面、東越谷第二公園に4面(ナイター

照明付)、出羽公園に4面、川柳公園に2面、平方公園に1面、北体育館に2面と合計7カ所33面を有しております。

昭和49年に「スポーツ・レクリエーション都市宣言」を行って以来、本市は市民と行政が一体となってスポーツ・レクリエーション活動を推進しており、各種スポーツ・レクリエーション関係団体がございます。これらの団体には、市民体育祭等の市及び教育委員会主催事業の協力はもとより、広く市民の皆様へのスポーツ・レクリエーション活動の普及推進及び団体育成のため、大会及び教室の開催などを行っております。こうしたことから、当該各団体に対し、一部体育施設の定期利用を認めております。

定期利用を認めるにあたり、なるべく一般利用の皆様にご迷惑をおかけしないよう、会場及び時間帯等の配慮をしております。しかしながら、大会などの開催日は、多くの方にご参加いただくことを前提としているため、どうしても土曜日、または日曜日などの休日を対象日としております。

一般利用の皆様にご迷惑をおかけする結果となりますが、スポーツ・レクリエーション推進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。(スポーツ振興課)

### 31. 競技用プールの設置について (結果：実施困難)

□東部地区の水泳大会は、主に吉川市の市民プールで開催されていますが、選手の待機場所が屋外で、冬の時期は非常に寒いです。また、吉川市の市民プールは最寄の駅からも遠く、バスの本数も非常に少ないです。水泳大会が開催できるプールを越谷市内につくっていただきたいです。

■教育委員会では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」を基本に、健康増進のため、多くの市民の皆様が各種スポーツ・レクリエーション事業に気軽に参加できるよう、様々な施策を実施するとともに屋内・屋外の各種体育施設の整備、維持管理に努めております。

ご要望の競泳大会に対応したプールの整備についてですが、様々なスポーツ・レクリエーション種目がある中で、全ての競技種目の施設を建設することは、用地及び建設費用の確保などの面から大変困難であるのが現状です。本市の既存の市民プールに関しましては、競泳大会に適したものではありませんが、高齢者や障がい者、小さなお子様にもご利用いただけるよう配慮して整備しております。こうしたことから、現時点では、ご要望にお応えすることはできません。(スポーツ振興課)

## 6. 全 般

### 32. 市庁舎の節電について (結果：実施)

□電力不足のため計画停電を実施していますが、市庁舎の照明はすべてついていました。職員一人ひとりが率先して節電をしていただきたいです。

■東北地方太平洋沖地震で被害を被った福島第一原子力発電所の影響で計画停電が実施され、

皆様の生活におきましても大変大きな影響が及んでいるものと推察いたします。本市といたしましても、この電力不足の中、少しでも節電に協力できるよう暖房及び半数のエレベーターの停止、業務に支障のない範囲で消灯を心がけてまいりました。ただし、多くの来庁者が訪れる市民課及びご高齢の方や障がいをお持ちの方が訪れる福祉部門など主に庁舎1階の採光が届きづらい場所では、業務の効率性及び皆様の安全面を考慮して照明を点灯しております。

庁舎全体の使用電力につきましては、昨年同時期と比較して約52%削減されております。本市といたしましては、今後の夏場の電力需要の高まりを見越しさらなる節電に努めてまいります。また、市民の皆様に対しましても、引き続き広報紙やホームページを通じて節電のご協力をお願いしてまいります。(総務管理課)

### 33. 緊急地震速報について (結果：その他)

□平成23年4月7日23時32分に発生した地震では、防災行政無線で緊急地震速報が放送されませんでした。気象庁のホームページなどで確認すると、放送される条件に合致していると思いますが、故障しているのでしょうか。隣の春日部市では放送されていました。

■緊急地震速報は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により皆様へ瞬時に情報を伝達するシステムであり、本市では、平成20年4月1日から運用を開始しております。緊急地震速報の発動条件は、震源地付近で震度5弱以上と推定される地震の発生が予測され、かつ本市が属する埼玉県南部地域で震度4以上の揺れが予測される場合であり、こうした条件に合致すると自動的に防災行政無線で放送されます。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で、気象庁の緊急地震速報に用いる多くの地震計に障害が出ており、実際に地震が発生する場所とは全く異なるところで緊急地震速報が自動放送される可能性がでてきました。このため、埼玉県を通じて全国瞬時警報システム運用元の消防庁より、気象庁の緊急地震速報が改善されるまでの間、間違った情報での混乱を避けるため、3月15日付けで自動放送は行わないようにとの通知がありました。こうしたことから、現在、防災行政無線での自動放送は実施しておりません。

なお、春日部市の放送に関しましては、緊急地震速報の自動放送ではなく、既に発生した地震に対して注意喚起しているものと伺っております。こうした取り組みについては、今後の検討課題とさせていただきます。(危機管理課)

### 34. レイクタウン内に仮設住宅を建設することについて (結果：実施困難)

□開発途中の레이크タウンには、仮設住宅を大量に設置できるスペースがあると思います。被災者の方が生活する場を提供できればいいと思い提案しました。

■東日本大震災の発生により失われた尊い命に対しまして、ご冥福をお祈りするとともに、本市は、今も困難と闘っている被災された方々に対しまして、できる限りの対応を図ってまいります。

越谷레이크タウン地区に仮設住宅を建設することについてですが、当該地区は、独立行政法人都

市再生機構により、河川事業による調節池の整備と土地区画整理事業による新市街地の整備を一体的に進めております。現在、越谷レイクタウン地区は、地権者のご理解とご協力により平成25年度の事業完了に向けて、道路、公園、下水道等の社会生活基盤施設の整備中ですので、仮設住宅の建設は困難であります。

仮設住宅に関しては、被災地(県)から埼玉県へ要請があった場合、先方の意向も踏まえうえて、(埼玉県が)県内各市町村より事前に報告を受けている候補地に建設することになっております。埼玉県に確認したところ、現時点での要請は受けていないと伺っておりますが、本市では、既に大規模公園を候補地として報告しており、要請があった場合は速やかに対応が図れるようにしております。(都市計画課)

### 35. 職員採用時の年齢制限について (結果：調査・検討)

市職員の採用時の年齢は35歳が上限となっております。若い方は柔軟に物事を考え、新しい発想がありますが、様々な経験を積んだ幅広い年齢層の方も必要であると思っております。年齢制限を緩和し、多様な人材を採用していただきたいです。

■職員の採用についてですが、本市では、新規学卒者の採用を基本としつつ、多様な人材確保のため、民間企業等の職務経験者を対象とした採用も行っております。

採用試験の年齢に一定の上限を設けているのは、行政組織を運営するにあたり、本市職員の年齢構成や長期的視点に立った人材育成といったことを総合的に勘案しているためです。

いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とし、引き続き調査・研究していきたいと考えております。(人事課)

### 36. 市民カードと住基カードについて (結果：実施 調査・検討 実施困難)

住基カードを作成しましたが、出張所では自動交付機が設置されていないため、印鑑登録証明書が発行できないとのことでした。出張所でも住基カードで印鑑登録証明書が発行できるようにしていただきたいです。

■本市では、市独自で交付している「こしがや市民カード」と住民基本台帳法に基づく「住民基本台帳カード」を交付しております。こしがや市民カードの機能は、印鑑登録証の代わりとなるほか、暗証番号の登録をしていただきますと、桜井地区センター・公民館、越谷市消防本部・消防署、越谷市役所、南越谷地区センター・公民館に設置されている証明書自動交付機において、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、課税(非課税)証明書を取得することができます。

一方、住民基本台帳カードは、公的な身分証明書としての利用、転入転出手続の際の特例、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請が可能になったほか、市区町村が行う独自のサービスが受けられます。

本市では、この市区町村が行う独自のサービスの一環として、住民基本台帳カードに暗証番号を設定していただくことで、証明書自動交付機より諸証明を交付しております。しかしながら、有効期限

に定めがある(10年)住民基本台帳カードは、有効期限のないこしがや市民カード(印鑑登録証)と別個のものとして位置づけられているため、現時点では、市民課等の窓口において住民基本台帳カードの提示による印鑑登録証明書の交付は行っておりません。

こしがや市民カード及び住民基本台帳カードの交付にあたり、皆様に十分な説明及びわかりやすいリーフレットの配布並びに他市区町村における取り組み事例の調査を検討することで市民サービスの向上に努めてまいります。(市民課)

### 37. 市町村合併について (結果：実施)

□越谷市は緑が豊かなで自然に恵まれたまちだと思います。しかし、近年、開発が進み、緑が少なくなっています。市町村合併となりますと、さらに人口が増え、ますます緑が減ってしまうと危惧しております。人口が増えすぎないようにすることも必要なことであり、越谷市として自立することも大切であると考えます。

■本市における市町村合併に向けた取り組みは、広域的な行政課題に関する連携を図るため、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町及び本市の5市1町で構成する「埼玉県東南部都市連絡調整会議」において、調査研究を進めてまいりました。調査研究に関しましては、平成16年度、平成21年度、平成22年度に実施した調査研究を報告書としてまとめ、市ホームページ等で公表しております。

市町村合併の枠組みは、5市1町の首長で構成する首長懇談会の合意事項として、「(合併するとすれば)将来的には5市1町の枠組みで政令指定都市を目指す」こととしております。しかしながら、その実現に関しましては、地域住民の皆さんが合併の意義や効果を十分に理解したうえで議論し、機運が高まることが重要です。

今後とも埼玉県東南部都市連絡調整会議等において合併に関する議論を重ねる一方、本市のまちづくりの基本的な考え方やすすめ方など、具体的な仕組みを明らかにした越谷市自治基本条例に基づき、市民参加と協働によるまちづくりを積極的に進めてまいります。また、市の将来像を示した第4次越谷市総合振興計画を着実に推進し、安全に、安心して、しかもいきいきと幸せに暮らすことができ、より一層この越谷市に愛着や誇りを持ち、住みやすく、住み続けたいと実感できる持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。(企画課)

### 38. メルマガの制作について (結果：実施)

□市のメルマガの作成を提案します。ホームページや携帯サイトは、アクセスしてもらうのを待つだけですが、メルマガで情報を告知して、市の魅力を積極的に配信できると思います。

■本市では、①災害・防犯・防災行政無線情報、②市政・イベント情報、③子育て情報を配信する越谷 city メール配信サービスを「プッシュ型」の情報発信として位置付け実施しております。当該サービスは、あらかじめご登録いただいた方の携帯電話またはパソコンに上述の情報(各担当課でコンテンツを作成)を発信するもので、現在では、約1万3000人の方が利用しており、ご提案であるメルマガと同様の機能を果たしております。また、その普及に関しては、広報紙、公式ホームページを通じ、広く



市民の皆様には周知を図っているほか、防災行政無線の内容が聞き取りづらいといったお問い合わせの際に、当該サービスの紹介をしており、多くの市民の皆様には本市の情報ははじめ、防災情報が的確に伝わるよう努めております。

今後とも越谷 city メール配信サービスをはじめとした既存の広報媒体を改善、充実させることで、市民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。一方、このたびの東日本大震災における情報発信・収集体制の見直しを行い、未曾有の災害時に備えた情報発信体制の整備も併せて検討しております。(広報広聴課)

### 39. 土日に市役所を開庁することについて (結果：調査・検討)

□市役所の窓口に行くためには、仕事を休んで行く必要があるのですが、なかなか休むことができません。職員の勤務を交代制にするなどして、土日も窓口を開けていただきたいです。

■本市では、各種証明書の発行や届出などを取り扱う市民課をはじめ、税や福祉、保健、環境など、様々な担当(窓口)があります。こうした窓口をご利用いただく方の利便性の向上を効率的かつ効果的に図ることは、重要な検討課題として受け止めております。

現在、土日開庁につきましては、休日納税窓口(毎月第1・第3日曜日。担当課:収納課、国民健康保険課)や旅券事務(受付は月曜日から金曜日まで・交付のみ日曜日から金曜日まで。担当課:市民課)等の限られた業務での対応とさせていただきます。その理由として、他の官公庁等との連絡調整を要する業務に関しては、当該官公庁が土日に開庁していない場合、その日のうちに業務を完了できないこと及び受付等を受理しても不備があった際は、再度来庁いただかなくてはならないなどの事情がございます。住民基本台帳カードの発行手続き等に関しては、国による制度運用上の制約により、土日に市の窓口を開庁しても取り扱うことができない業務の一つとなっております。

また、職員の勤務体制の見直しにより窓口業務を年中無休化することについては、本市の現状の人員体制で平日業務の需要にお応えしつつ、恒常的に土日の開庁業務に人員を振り分けていくことは大変難しく、その実現にあたりましては、相応の増員及び経費を要することから、現時点でのご要望には沿いかねます。

なお、利便性向上と効率的な行財政運営等の観点から、諸証明発行(戸籍謄[抄]本、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税[非課税]証明書)につきましては、市内4カ所(市役所本庁舎、桜井・南越谷地区センター、消防本庁舎)に設置している自動交付機で、平日は8時30分から20時まで、土日祝日は8時30分から17時まで対応するようにしております。また、転出入等の増える3月下旬から4月上旬の時期には、市民課、国民健康保険課、高齢介護課の窓口業務を日曜日に臨時開庁することで対応を図っております。

このたびのご要望を真摯に受け止め、皆様から託された税金を有効に使わせていただくにあたり、今後とも、どのような窓口サービスのあり方が望ましいのか、利便性の向上と適正な行政コストのバランスを見極めながら多様なニーズに対応できる方法を検討してまいります。(行政管理課)

#### 40. まんまるよやくについて （結果：実施困難）

公園の使用許可については、公園緑地課の窓口で許可証を発行してもらう必要があります。この手続きをまんまるよやくでできるようにしていただきたいです。

■越谷市都市公園条例で規定またはそれに準じた公園につきましては、有料施設を除き不特定多数の方が24時間利用できることを前提としており、昨今の市民ニーズの多様化により多種多様な利用がされております。

公園内での行為許可申請(例:グラウンド・ゴルフ)を埼玉県東南部公共施設予約案内システム(通称「まんまるよやく」、以下同。)で予約できるようにしてもらいたいとのことですが、「まんまるよやく」につきましては、越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市および松伏町の5市1町にある公共施設の空き状況の確認や予約を自宅のパソコン及び携帯電話等から出来るようにしており、その対象施設は、広く5市1町の住民の利用に供するコミュニティセンターや市民会館のほか、体育館、野球場等の屋外体育施設など、本市では39の施設としております。

一方、上述の公園内での自治会活動、写真撮影、レクリエーション活動など、一定の占有を伴う行為につきましては、現状、他の公園利用者と譲り合って利用してもらうことを前提に、市長の許可を受けることとしております。これは、お子様から高齢者、障がい者なども利用することを鑑み、公園内での行為の目的、期間、内容及び人数などを公園管理者である市が把握することで、安全を第一に、公園施設の保全及び当該行為が独占的な利用とならないよう均衡を保つためのものです。

今後とも公園内での行為許可申請に関しては、他の公園利用者を考慮したうえで、その都度、利用目的や内容などを厳正かつ公平に審査、判断する必要がある、「まんまるよやく」による予約のご要望には沿いかねます。

「まんまるよやく」につきましては、上述の5市1町の施設所管課職員等で構成する「まんまるよやく専門部会」において運営等を行っておりますが、引き続き利用者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。(企画課・公園緑地課)

#### 41. 自動交付機で納税証明書を交付することについて （結果：調査・検討）

自動交付機では、住民票や印鑑証明書のほか、課税証明書を発行できます。しかし、一番必要とされるのは納税証明書とされますので、自動交付機で発行できるようにしていただきたいです。

■自動交付機で交付できる証明書に関しては、平成19年7月より、従来の住民票の写し等の交付に加え、個人住民税の課税(非課税)証明書が交付できるようになりました。これは、課税庁(越谷市)が課税資料をもとに賦課決定及び修正等を定期的に決定するため、一定期間課税データが安定していることから自動交付機で対応することが可能となっております。

自動交付機で納税証明書を交付することについてですが、現在、納税者の皆様より金融機関等で納付いただいた市税等は、オンライン上に反映するまで7日から10日を必要としております。このため、金融機関等で納付された直後に納税証明書を要する場合には、市役所税証明総合窓口、または北

部・南部出張所窓口において、その領収書の提示をもって交付している状況です(反映後は領収書の提示不要、申請に基づき交付します)。こうしたことから、金融機関等での納付直後には、申請者が要する納税証明書の交付を自動交付機においてできないという課題があり、現時点においては実施しておりません。

今後、こうした課題解決に向けての検討を重ねるとともに、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。(収納課)

#### 42. 北越谷駅東口の信号機について (結果：実施困難)

□北越谷駅東口を降りて野田方面に向かう道に信号機が2つありますが、信号機の点灯時間が歩行者には連動していません。自転車であれば2つの信号を1回で渡ることができますが、徒歩では、信号がそれぞれ変わるのを待つ必要があります。忙しい朝は、信号無視して渡る方も見かけます。歩行者も1回で信号が渡れるよう、点灯時間を調整していただきたいです。

■北越谷駅東口線の2つの信号機についてですが、信号機の操作、管理等を行っている越谷警察署に確認したところ、以下のとおり回答がありましたので、ご報告申し上げます。

まず、当該地を利用される歩行者などの皆様にご不便をおかけしていることは越谷警察署でも十分認識しているとのことです。当該信号機は、互いに近接しているため、当該地周辺車両の円滑な流れを考慮し、両交差点間に車両が滞留しないよう信号機の点灯サイクルの調整をしているとのことです。特に、朝夕の時間帯は、北越谷駅東口線と交差する2本の県道(県道足立越谷線、県道大野島越谷線)の交通量が大変多いため、両県道側の信号機の青の点灯時間は長く設定しているとのことです。

北越谷駅東口線側の信号機の青の点灯時間を長く設定することに関しましては、仮に実現した場合、両県道の渋滞を招くとともに周辺生活道路へ迂回する車両の増加が予想され、結果、生活道路への車両流入増加による交通事故の発生を懸念しているとのことです。このため、現時点においては、ご要望に沿うことは難しいとのことをごさいます。

本市といたしましては、誰もが安全安心にご利用いただける道路環境整備を、今後とも皆様からのご意見を参考に、警察等の関係機関と連携し進めてまいります。(道路総務課)

#### 43. 東日本大震災のがれき受け入れについて (結果：調査・検討 実施困難)

□被災地のがれき処理について、各自治体では住民の反対もありなかなか進んでいないとの報道を耳にします。越谷市では、がれきの受け入れは行わないのでしょうか。被災地の状況を考えますと、積極的に受け入れるべきと考えます。

■東日本大震災により発生した震災がれきの処理につきましては、平成24年3月8日時点で全体の6.4%(143万トン)にとどまっており、被災地の1日も早い復興のためには速やかながれきの処理が不可欠であると考えております。

埼玉県では、岩手県からの災害廃棄物の受け入れを検討しており、県内の民間施設において安全性の確認できた「木くず」を焼却処理し、発生した焼却灰をセメント製造の原料として使用する計画で

あると伺っております。

本市の可燃ごみの処理に関しましては、5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)で組織する東埼玉資源環境組合で行っておりますが、飛灰と呼ばれる焼却灰については区域外の最終処分場に処分を依頼しております。東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、国の放射性物質濃度の基準値を超える飛灰が他の自治体からその最終処分場に搬出されたため、国の基準を下回る東埼玉資源環境組合の飛灰も受け入れを停止されており、同組合の工場内では現在も飛灰を保管しております。また、今年度は、焼却設備の放射性物質濃度測定のためにオーバーホール工事に係る停止期間が長期化したことに加え、家庭から排出されるごみの量が増加していることから、平常時の2倍程度の可燃ごみが焼却施設のピット内に溜まっているとのことでした。

東埼玉資源環境組合では、広報などを通じ皆様にごみの減量のご協力をお願いしているものの、こうした状況の中で、災害廃棄物を受け入れるには、発生する飛灰の最終処分先の確保が問題となるとのことでした。また、災害廃棄物の受け入れにあたっては、安全性の確認、住民の皆様のご理解、さらに飛灰を埋め立てる最終処分場の地元の皆様にもご理解をいただく必要があります。

こうしたことから、現状においては、災害廃棄物の受け入れは困難であると考えております。

(環境資源課)

---

平成24年度市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成23年度の要望回答集～

発行：平成24年11月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117

---